

資料 14. 災害対策本部

1. 災害対策本部各対策班の分掌事務

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
総務部 (部長) 総務課長 (副部長) 管財課長	危機管理班 〔危機管理室〕 (班長) 総務課長 (兼)	1 本部の運営、庶務に関する事。 2 災害対策の総合計画に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 本部事務局に関する事。 5 本部員の動員に関する事。(本部連絡員/現地連絡員の配置を含む) 6 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事。 7 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関する事。 8 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町村等に対する応援出動(派遣)の要請に関する事。 9 消防団との連絡調整に関する事。 10 消防団の動員に関する事。 11 水防活動に関する事。 12 住民の避難勧告及び指示に関する事。 13 各災害被害収集情報の集約、報告に関する事
	総務班 〔総務課〕 〔管財課〕 〔議会事務局〕 (班長) 総務課長 (兼)	1 他市町村との連絡調整に関する事。 2 交通関係について警察との連絡調整に関する事。 3 災害警備体制に関する事。 4 配車計画及び車両確保に関する事。 5 安否確認、捜索、救助の総括に関する事。 6 電話並びに防災行政無線等の送受信に関する事。 7 災害時のアマチュア無線に関する事。 8 備蓄物資に関する事。 9 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関する事。 10 激甚災害指定手続きに関する事。 11 危険物施設等の応急対策、復旧に関する事。 12 緊急輸送に関する事。 13 復興計画に関する事。 14 各部との連絡調整に関する事。 15 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関する事。 16 災害時の町議会の運営に関する事。 17 県、国等の災害地視察に関する事。 18 情報推進室(瑞穂支所)との連絡調整に関する事。 19 町有財産の保全及び被害調査に関する事。 20 災害に係る物品の購入契約に関する事。 21 庁舎の警備に関する事。 22 報道関係機関との連絡調整に関する事 23 他班に属さない事項に関する事。
	情報班 〔情報推進室〕 (班長) 総務課長(兼)	1 災害対策記録、写真等の整備に関する事。 2 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関する事。 3 本部長の指示により各班の応援に関する事。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
	財政班 〔財務課〕 〔会計課〕 (班長) 会計課長	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 災害に係る町費の出納に関すること。 3 義援金品の収配に関すること。 4 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	定住班 〔地域みらい課〕 (班長) 地域みらい課長	1 輸送機関等の公共交通機関対策に関すること。 2 地域みらい課関係施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 3 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分に関すること。 4 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	商工班 〔商工観光課〕 (班長) 商工観光課長	1 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 2 観光商工施設、商工業関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。 4 災害に関連した失業者の対策に関すること。 5 その他応急商工対策に関すること。 6 本部長の指示により各班の応援に関すること。
町民部 (部長) 町民課長 (副部長) 財務課長	町民班 〔町民課〕 (班長) 町民課長 (兼)	1 り災者名簿の作成等一般り災者の被害状況の取りまとめに関すること。 2 り災証明の発行に関すること。 3 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること。 4 被災者相談窓口設置に関すること。 5 住民及び外国人の安否情報に関すること。 6 不明者の身元確認に関すること。 7 災害時の埋葬等に関すること。 8 災害対策のための労務者の確保に関すること。 9 国民年金の免除等に関すること。 10 災害による廃棄物処理対策に関すること。 11 被災地のゴミ、し尿の収集処理に関すること。 12 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	税務班 〔財務課〕 (班長) 財務課長 (兼)	1 被災家屋(土地)及び居住者の調査及び報告に関すること。 2 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 3 本部長の指示により各班の応援に関すること。
福祉部 (部長) 福祉課長 (副部長) 福祉課長補佐	福祉班 〔福祉課〕 (班長) 福祉課長 (兼)	1 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに必要な対策に関すること。 2 避難所の開設及びその維持管理に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。 4 災害用食料及び衣料、生活必需品物資の確保及び配分に関すること。 5 炊き出し及びその他避難者の援護に関すること。 6 被災者に対する生活保護に関すること。 7 被災者生活再建支援法に関すること。 8 被災地民生安定に関すること。 9 保育所の被害調査・報告、保育所乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		10 応急保育計画に関すること。 11 災害時要援護者への支援対策に関すること。 12 社会福祉施設等が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 13 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 14 ボランティア要員の要請・受入れに関すること。 15 生活資金等に関すること。 16 災害弔慰金等に関すること。 17 本部長の指示により各班の応援に関すること。
保健部 (部長) 保健課長 (副部長) 保健課長補佐	保健班 〔保健課〕 [阿須那診療所] (班長) 保健課長 (兼)	1 保健衛生施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 医療救護班等応急救助に関する部外機関との連絡に関すること。 3 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 4 患者の収容に関すること。 5 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 6 被災家屋の消毒に関すること。 7 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関すること。 8 避難所の保健衛生等に関すること。 9 その他応急衛生対策に関すること。 10 本部長の指示により各班の応援に関すること。
建設農林部 (部長) 建設課長 (副部長) 農林振興課長	建設班 〔建設課〕 (班長) 建設課長 (兼)	1 公共土木施設及び町有施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 河川、橋梁等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 4 家屋の浸水被害の取りまとめに関すること。 5 建設業者との連絡調整に関すること。 6 建設機械及び建設資材の調達に関すること。 7 応急危険度判定に関すること。 8 住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 9 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関すること。 10 町営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 11 屋外収容施設の設置に関すること。 12 建築資材の調達及びあっせんに関すること。 13 電気、通信設備の応急対策、復旧に関すること。 14 障害物の除去に関すること。 15 その他の応急土木対策及び他班に属さないこと。 16 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	農林班 〔農林振興課〕 (班長) 農林振興課長 (兼)	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物の防疫に関すること。 4 被災農家の災害融資に関すること。 5 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		関すること。 6 農業団体との連絡調整に関すること。 7 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 8 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 9 流木の被害対策に関すること。 10 災害用木材の調達及び払い下げに関すること。 11 災害地における林業種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 12 被災林業家の災害融資に関すること。 13 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 14 被災農家の災害融資に関すること。 15 死亡獣畜の処理に関すること。 16 主要食料の確保に関すること。 17 被災地籍の調査に関すること。 18 本部長の指示により各班の応援に関すること。
水道部 (部長) 水道課長 (副部長) 水道課長補佐	上下水道班 〔水道課〕 (班長) 水道課長 (兼)	1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 3 仮設トイレの調達、設置に関すること。 4 飲料水等の確保及び供給に関すること。 5 浴場用水及び入浴設備の確保に関すること。 6 本部長の指示により各班の応援に関すること。
教育部 (部長) 学校教育課長 (副部長) 生涯学習課長	学校教育班 〔学校教育課〕 (班長) 学校教育課長 (兼)	1 学校教育施設の被害状況、報告及び必要な対策に関すること。 2 児童、生徒の避難に関すること。 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 4 災害時における応急教育計画に関すること。 5 教員の動員に関すること。 6 小中学校、体育館、公民館等の避難所使用に関すること。 7 授業料の減免措置に関すること。 8 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 避難所への炊き出し等の支援に関すること。 10 その他応急文教対策及び他班に属さないこと。 11 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	生涯学習班 〔生涯学習課〕 (班長)生涯学習課長 (兼)	1 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 社会教育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 4 本部長の指示により各班の応援に関すること。
邑南町消防団 (部長) 消防団長 (副部長) 消防団副団長	消防団本部 〔消防団〕	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防、水防施設の整備に関すること。 3 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関すること。 4 消防活動に関すること。 5 水防活動に関すること。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
長		6 行方不明者の捜索に関する事。 7 けが人等の救助に関する事。 8 火災、その他災害の予防に関する事。 9 災害発生による情報の収集及び広報に関する事。 10 住民の避難誘導に関する事。 11 町内巡回警戒に関する事。 12 その他本部長が指示する災害応急対策に関する事。 13 本部長の指示により各班の応援に関する事。
支所災害対策本部連絡室 ・瑞穂支所 ・羽須美支所 (室長) 各支所長 (副室長) 各窓口業務課長補佐	支所窓口班 ・瑞穂支所 〔窓口業務部〕 ・羽須美支所 〔窓口業務部〕 支所事業班 ・瑞穂支所 〔事業部〕 ・羽須美支所 〔事業部〕	1 災害対策本部支所連絡室の連絡調整・運営・庶務に関する事。 2 災害対策本部支所連絡室の動員に関する事。 3 その他危機管理班、総務班、情報班、財政班、定住班、商工班、町民班、税務班、福祉班、保健班の指示による事務に関する事。 1 災害対策本部支所連絡室の連絡調整・運営・庶務に関する事。 2 本部建設班、農林班、上下水道班の指示による事務に関する事。